

# 企画競争実施の公示

令和3年8月31日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「コロナ回復期を見据えた新たな旅行スタイルに対応したコンテンツの開発・見直し（欧米豪）事業」

### (2) 業務内容

別紙「説明書」による。

### (3) 履行期限

令和4年3月10日（木）

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 当機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判 15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制

- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和3年9月10日(金)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額: 2,000万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。

- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3.(1)に同じ(担当: 石原)
  - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
  - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「コロナ回復期を見据えた新たな旅行スタイルに対応したコンテンツの開発・見直し（欧米豪）事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和4年3月10日

## 3. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大によりインバウンド需要は急減しているが、当機構では、インバウンド再興期を見据え、令和6年度までに外国人観光客宿泊者延べ人数40万人泊を達成するという目標を掲げ、インバウンド対策を強力に推進していくこととしている。

2013年度に約7万3千人泊だった山陰への訪日外国人旅行者数は、コロナの影響拡大前の2018年度に約29万2千人泊となり、5年間で約4倍となった。

山陰への訪日外国人旅行者のエリア別内訳は、近隣の東アジア全体が9割近くを占めており、今後は、東アジア地域に加えて欧米豪諸国からの旅行者の誘客対策を拡充し、訪日外国人の多角化を図ることにより、山陰での外国人旅行者の消費活動を一層促進していく必要がある。

本事業は、山陰地域の観光資源について、外国人目線による磨き上げ、発掘、収集等を通じて、所得水準が高く成熟した観光市場を有する欧米豪の観光客に選択される観光コンテンツを造成するとともに、当機構が開発したデジタルパス「Discover Another Japan Pass」（以下、「DAJP」という。）「Visit San'in Tourist Pass」（以下、「VSTP」という。）及びOTA等への掲載を図り、観光周遊促進と地域の消費拡大に繋げることを目的として実施する。

## 4. 業務の内容

- (1) 外国人観光客を対象としたヒアリングや在住外国人ジャーナリスト等との意見交換など外国人目線を反映し、山陰の観光資源を活用した滞在型コンテンツの開発・見直しを行う。
- (2) 造成したコンテンツは、訪日外国人を想定した在住外国人によるモニターツアーの実施等により検証・改善を図るとともに、「DAJP」「VSTP」への掲載及びOTAサイトへの掲載による販売支援を行う。
- (3) 本業務のメインターゲットは「欧米豪」とし、ターゲット属性は「個人、家族連れ等の小規模グループで訪日リピーター」、年齢層は「40代から60・70代のシニア層」とする。
- (4) 上記(1)から(3)の業務を実施するにあたっては、以下の手順を参考とすること。また、目標と成果指標については、下記に記載のとおり。

## 滞在型コンテンツの造成事業

①外国人目線による After／With コロナにおける滞在コンテンツの魅力度及び今後の可能性（改善点）の検証を以下の3つの手法で実施する。

- 1) 山陰地域へのゲートウェイとなる広島（広島平和公園）、関西（大阪なんば駅）等の拠点（少なくとも2拠点以上）に滞在する外国人（欧米豪）観光客に対するヒアリング

調査対象者	国籍	アメリカ、フランス、オーストラリア等
	属性	個人、家族連れ等の小規模グループで訪日リピーター
	年齢層	40代から60・70代のシニア層
	対象者数	30人程度

- 2) 山陰インバウンドアドバイザー（首都圏在住で海外への情報発信力を持つ外国人ジャーナリスト等）及び当該アドバイザーの推薦等に基づく山陰の観光に対して知識のある在住外国人を対象としたヒアリング

対象者	・山陰インバウンドアドバイザー2名以上 ・山陰の観光に対して知識のある在住外国人2名以上
-----	---

- 3) 海外に拠点を置く国内旅行会社やランドオペレーター等を対象としたヒアリング及び意見交換

調査対象者	・海外に拠点を置く国内旅行会社やランドオペレーター等3社以上
-------	--------------------------------

② 機構が企画したモデルコースの適正分析（FIT客との相性、コースの利便性等）「令和元年度訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業」のコンテンツやモデルコースの検証・分析を行う。

③ 「DAJP」、「VSTP」に掲載されているコンテンツの利用の可能性、改善点の洗い出しを行う。

④ 上記①～③の結果を踏まえ選定した滞在型コンテンツ及びモデルコースについて、国内の在住の外国人（旅行会社・ランドオペレーター・インフルエンサーを含む）によるモニターツアーを開催。当該結果を踏まえたコンテンツの企画・開発、見直しを行う。

（同時に After コロナ／With コロナに望まれる「安心安全対策」の検証を行う。）

## 旅行商品流通環境整備事業

① 当事業で開発した滞在型観光コンテンツのOTA掲載

- ・国外の多くの旅行者に認知されているOTAに掲載すること

② JATA加盟各社、OTA等旅行会社の招請・商談

- ・販売ネットワークを持ち、地域の消費活動を活性化させるための分析等に基づく

き、確実に旅行商品の販売に結びつけることができる事業者とすること

- ③「DAJP」「VSTP」との連携を図り、滞在型観光コンテンツを掲載するための検証を行うこと
- ④事業実施期間終了後においても、当機構が当事業で造成したコンテンツの販売件数や販売額を把握できる方法を提案すること

#### 《目標と成果指標》

- ・欧米向けコンテンツの造成・見直し件数 30件
- ・掲載するOTAの数：2件
- ・造成・見直ししたコンテンツの販売額：5,000千円

#### 5. 企画提案についての留意事項

- (1) 事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること
- (2) ヒアリング項目および手法、施設選定の方法、想定される滞在型観光コンテンツおよびその造成・流通方法手法等を具体的に示すこと

#### 6. 成果物の提出等

- (1) 成果物
  - ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
  - ・事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ
- (2) 提出場所  
一般社団法人山陰インバウンド機構
- (3) 提出期限  
令和4年3月10日  
なお、作成にあたっては、以下について留意のこと
  - ①事前に監督職員の承認を受けること
  - ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
  - ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

#### 7. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、当機構と十分に協議しながら進めること
- (2) 「Japan. Endless Discovery.」、「縁の道～山陰～」及び「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること